

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずることにより、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

一 「農林水産物」には、これを原料又は材料として製造し、又は加工したものであって、主務省令で定めるものを含むものとする。

二 「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品等を除く。）をいうものとする。

(第二条関係)

第三 農林水産物・食品輸出本部

一 農林水産省に、特別の機関として、農林水産物・食品輸出本部を置くものとする。

(第三条関係)

二 本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務並びに農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務をつかさどるものとする。

(第四条関係)

三 本部の長は、農林水産物・食品輸出本部長とし、農林水産大臣をもって充て、農林水産物・食品輸出本部員は、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等をもって充てるものとする。

(第六条及び第七条関係)

第四 基本方針等

- 一 本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針を定めるものとし、基本方針には、
- (一) 農林水産物及び食品の輸出を促進するための施策に関する基本的な方向
 - (二) 農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な輸出先国の政府機関が定める輸入条件についての当該輸出先国の政府機関との協議に関する基本的な事項
 - (三) 輸入条件に適合した農林水産物及び食品の輸出を円滑化するために必要な証明書の発行その他の手

続の整備に関する基本的な事項

- (四) 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者の支援に関する基本的な事項等
等を定めるものとする。 (第十条関係)

二 国及び都道府県等の責務

- (一) 国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有するものとし、事業者が行う農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。 (第十一条関係)

- (二) 都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、当該地域の実情に応じ、農林水産物及び食品の輸出を円滑化するために必要な手続の整備その他の施策を講ずる責務を有するものとし、事業者が行う農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。 (第十二条関係)

第五 実行計画

本部は、基本方針に即して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画を作成するものとし

、実行計画においては、

(一) 輸出先国との協議に関する基本的な事項、輸出を円滑化するために必要な手続の整備に関する基本的な事項及び事業者の支援に関する基本的な事項に基づいて実施する措置（以下「輸出促進措置」という。）を重点的に講ずべき輸出先国並びに農林水産物及び食品

(二) 輸出促進措置の内容及び実施期間

(三) 輸出促進措置の実施に係る担当大臣

等を定め、各年度において少なくとも一回、輸出促進措置の進捗及び実施の状況を取りまとめるとともに、実行計画に検討を加え、これを変更するものとする。こと。
(第十四条関係)

第六 輸出証明書の発行等

一 輸出証明書の発行

主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、主務大臣又は都道府県知事等が輸出証明書を発行するよう求められている場合であつて、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があつたときは、輸出証明書を発行すること

ができるものとする。

(第十五条関係)

二 適合区域の指定

- (一) 主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、その区域（海域を含む。）において農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する過程において有害な物質が混入するおそれがないことその他の輸出先国の政府機関が定める要件（以下「指定要件」という。）に適合する区域（以下「適合区域」という。）において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの（以下「区域指定農林水産物等」という。）について、主務大臣又は都道府県知事等が適合区域を指定するよう求められている場合には、区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができるものとする。

(第十六条第一項及び第二項関係)

- (二) 主務大臣又は都道府県知事等は、(一)により適合区域を指定したときは、定期的に、当該適合区域が指定要件に適合していることを確認するものとし、自らが指定した適合区域について、確認の結果、

指定要件に適合しなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は当該適合区域を変更するものとする事。 (第十六条第三項及び第四項関係)

三 適合施設の認定

- (一) 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先国の政府機関が定める要件（以下「認定要件」という。）に適合する施設（以下「適合施設」という。）において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの（以下「施設認定農林水産物等」という。）について、主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者又は管理者から申請があつたときは、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができるものとする事。 (第十七条第一項から第三項まで関係)

- (二) 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、(一)により適合施設を認定したときは、定期的に、当該適合施設が認定要件に適合していることを確認するものとし、自らが認定した適合施設について

、確認の結果、認定要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該適合施設の設置者等に対し、これを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認定を取り消すものとする。

(第十七条第四項及び第五項関係)

第七 登録認定機関

一 登録認定機関の登録を受けようとする者は、主務大臣に登録の申請をしなければならぬものとし、主務大臣は、登録の申請をした者が適合施設の認定又は確認を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること等の要件に適合しているときは、その登録をしなければならぬものとする。

(第十八条及び第二十条関係)

二 その他登録認定機関の業務について所要の規定を定めるものとする。

(第二十一条から第三十三条関係)

第八 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

一 農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（以下「輸出事業」という

。）に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができるものとし、輸出事業計画には、

- (一) 輸出事業の目標
 - (二) 輸出事業の対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国並びに内容及び実施期間
 - (三) 輸出事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 等を記載するものとし、

(四) 食品等の流通の合理化に関する措置

(五) 製造過程の管理の高度化に関する措置

に関する事項を含めることができるものとする。

(第三十四条関係)

二 認定輸出事業に食品等の流通の合理化に関する措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第六条第一項に規定する認定事業者とみなして、同法第二章第三節第一款等（株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け等）の規定を適用するものとする。

(第三十六条関係)

三 認定輸出事業に製造過程の管理の高度化に関する措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第六条第一項の認定を受けた者とみなして、同法第十条（株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け）の規定を適用するものとする。

（第三十七条関係）

第九 その他

一 主務大臣及び都道府県知事等による第六の一の輸出証明書の発行を受けた者、第六の三の認定を受けた適合施設の設置者等に対する報告徴収及び立入検査について所要の規定を定めるものとする。

（第三十八条から第四十二条まで関係）

二 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣、財務大臣又は厚生労働大臣とするものとし、この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とするものとする。

（第四十三条関係）

三 この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の

長にそれぞれ委任することができるものとする。

(第四十四条関係)

四 一により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするものとする。

(第四十五条関係)

第十 罰則

罰則について所要の規定を定めるものとする。

(第四十七条から第五十四条まで関係)

第十一 附則

一 この法律は、令和二年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うものとする。

(附則第二条から附則第六条まで関係)